

那覇市重度障がい者等就労支援特別事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条の規定に基づき、重度障がい者等に対して通勤支援や職場等における支援を行うことにより、当該重度障がい者等の就労機会の拡大を図ることを目的として実施する那覇市重度障がい者等就労支援特別事業(以下「本事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度訪問介護等 法第5条第3項の重度訪問介護、同条第4項の同行援護及び同条第5項の行動援護をいう。
- (2) 重度訪問介護等サービス事業者 重度訪問介護等を行う法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者をいう。
- (3) 特定相談支援事業者 法第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者をいう。
- (4) 重度障がい者等 本市に居住し、かつ、重度訪問介護等の支給を認める決定(以下「支給決定」という。)を受けている者をいう。
- (5) 民間企業 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。第4条第1号及び第5条第1号において「雇用促進法」という。)第49条第1項第4号又は第5号の助成金の対象となる事業主をいう。
- (6) 自営業者等 民間企業で雇用される者及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者をいう。
- (7) 通勤支援や職場等における支援 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)における重度訪問介護等において、「通勤、営業活動等の経済活動にかか

る外出」として支給対象外となる部分の支援をいう。

- (8) 支援計画書 重度障がい者等の通勤支援や職場等における支援に当たって、関係者(第7条の申請者、特定相談支援事業者、重度訪問介護等サービス事業者、民間企業等をいう。)により支援の範囲を明確にし、必要な支援をとりまとめた計画書をいう。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、重度障がい者等であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 民間企業に雇用される者であって、次のいずれかに該当するもの(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の10第1号の就労継続支援A型の利用者を除く。)

ア 1週間の所定労働時間が10時間以上の者

イ 1週間の所定労働時間が10時間未満の者のうち、当該年度末までに当該民間企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書において確認できたもの

- (2) 自営業者等であって、当該自営業等に従事する時間が1週間のうち10時間以上であり、当該自営業等に従事することにより所得の向上が見込まれると市長が認めたもの

(支援対象範囲)

第4条 本事業の対象となる支援の範囲は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1号に掲げる者 通勤支援や職場等における支援であって、雇用促進法第49条第1項第4号又は第5号の助成金を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして支援計画書において必要と認められた部分(時間)のうち、市長が必要と認めた部分(時間)

- (2) 前条第2号に掲げる者 通勤支援や職場等における支援であって、支援計画書において必要と認められた部分(時間)のうち、市長が必要と認めた部分(時間)

(支援内容)

第5条 本事業の対象となる支援の内容は、重度訪問介護等に相当する支援のうち、

次に掲げるものとする。

- (1) 第3条第1号に掲げる者にあつては、雇用促進法第49条第1項第4号又は第5号の助成金の対象外である^{かくたん}喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等の支援及び4か月目以降の通勤支援
- (2) 第3条第2号に掲げる者にあつては、必要となる通勤支援や職場等における支援

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる支援は、本事業の対象としないものとする。

- (1) 通勤途中における余暇活動その他の就労にかかわらない活動への支援
- (2) 重度訪問介護等の利用の対象となる支援
(利用量)

第6条 前条の支援に係る利用量は、別表第1の範囲内で市長が決定する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(利用申請)

第7条 本事業を利用しようとする者(次条第2項において「申請者」という。)は、那覇市重度障がい者等就労支援特別事業利用申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 本市において重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証(法第22条第8項の受給者証をいう。)の写し
- (2) 支援計画書
- (3) 民間企業に雇用されていることを証する書類の写し(第3条第1号に掲げる者に限る。)
- (4) 自営業者等であることを証する書類の写し(第3条第2号に掲げる者に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(利用決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、利用の認否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、那覇市重度障がい者等就労支援特別事業利用決定(変更)通知書(第2号様式)又は那覇市重度障がい者等就労支援特別事業利用(変更)申請却下決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するも

のとする。

- 3 利用を認める決定(以下「利用決定」という。)の有効期間は、利用決定の日から起算して、初めに到来する3月31日までとする。

(利用決定の変更)

第9条 利用決定を受けた者(以下「利用決定者」という。)は、第3条に規定する要件又は第7条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、那覇市重度障がい者等就労支援特別事業利用変更申請(届出)書(第4号様式)により、市長に申請し、又は届け出るものとする。

- 2 前項の規定による申請又は届出の区分については、現に受けている利用決定に係る事項の変更にあつては申請と、居住地等の軽易な事項の変更にあつては届出とする。

- 3 第1項の規定による申請に係る手続については、第7条及び前条の規定を準用する。この場合において、変更後の利用決定に係る有効期間の満了日は、変更前の利用決定に係る有効期間の満了日とする。

(利用終了の届出)

第10条 利用決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、那覇市重度障がい者等就労支援特別事業利用終了届出書(第5号様式)により、速やかに市長に届け出るものとする。

- (1) 利用決定者が第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 利用決定者が本事業の利用を辞退するとき。

(利用決定の取消)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 利用決定者が第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 利用決定者が本事業の利用を辞退したとき。
 - (3) 利用決定者が偽りその他不正の手段による申請をしたことが判明したとき。
 - (4) その他市長が利用決定を不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消をしたときは、那覇市重度障がい者等就労支援特別事業利用決定取消通知書(第6号様式)により、利用決定者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による取消をした場合において、当該取消に係る部分に関し既に第14条第1項の就労支援給付費が支払われているときは、重度訪問介護等サービス事業者に対し、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(利用決定の更新)

第12条 利用決定の有効期間が満了した後においても本事業を利用しようとする利用決定者は、利用決定の有効期間が満了する日の60日前から更新の申請を行うことができるものとする。

- 2 前項の申請に係る手続については、第7条及び第8条の規定を準用する。
- 3 利用決定の有効期間が満了する日以前に第1項の申請があった場合における利用決定の有効期間の開始日は、更新前の有効期間が満了する日の翌日とする。

(利用契約)

第13条 利用決定者は、通勤支援や職場等における支援の提供を受けようとするときは、那覇市重度障がい者等就労支援特別事業利用決定(変更)通知書(第2号様式)を重度訪問介護等サービス事業者に提示し、当該重度訪問介護等サービス事業者と利用の契約を締結するものとする。

(給付費等)

第14条 市長は、利用決定者が重度訪問介護等サービス事業者から通勤支援や職場等における支援の提供を受けたときに要した費用(以下「就労支援給付費」という。)を、当該利用決定者に代わり、当該重度訪問介護等サービス事業者に支払うことができる。

- 2 就労支援給付費の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる利用者負担額を控除して得た額とする。

(1) 別表第2の規定に基づき算定した額

(2) 前号の額に100分の10を乗じて得た額

- 3 第1項の規定による支払があったときは、利用決定者に対し、就労支援給付費の支給があったものとみなす。
- 4 利用者負担額の上限は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条の規定の例による。
- 5 利用決定者は、利用者負担額を重度訪問介護等サービス事業者に直接支払うも

のとする。

- 6 重度訪問介護等サービス事業者は、利用決定者から利用者負担額の支払を受けたときは、当該利用決定者に領収証を交付するものとする。

(支払請求等)

第15条 重度訪問介護等サービス事業者が就労支援給付費の支払を受けようとするときは、当該重度訪問介護等サービス事業者が通勤支援や職場等における支援の提供を行った日の属する月の翌月10日までに、那覇市重度障がい者等就労支援給付費請求書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 那覇市重度障がい者等就労支援給付費明細書(第8号様式)の写し

(2) 那覇市重度障がい者等就労支援サービス提供実績記録票(第9号様式)の写し

- 2 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査の上、就労支援給付費を支払うものとする。

- 3 重度訪問介護等サービス事業者は、前項の規定による支払を受けたときは、受領した旨を利用決定者に通知するものとする。

(費用の返還)

第16条 市長は、重度訪問介護等サービス事業者が、偽りその他不正な手段により就労支援給付費の支払を受けたときは、当該重度訪問介護等サービス事業者から、支払を受けた費用の全部又は一部を返還させることができる。

(秘密の保持)

第17条 重度訪問介護等サービス事業者、特定相談支援事業者及び民間企業は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用決定者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(調査等)

第18条 市長は、本事業の実施に関して必要があると認めるときは、利用決定者、重度訪問介護等サービス事業者又は特定相談支援事業者に対し、本事業に係る報告若しくは書類の提示を命じ、又は重度訪問介護等サービス事業者若しくは特定相談支援事業者の事業所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。

(書類の整備)

第19条 重度訪問介護等サービス事業者は、通勤支援や職場等における支援の内容等に係る記録を作成し、当該支援を提供した日の属する年度の翌年度から5年間

保管するものとする。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

支援内容	1月当たりの利用量
法第5条第3項の重度訪問介護に相当する支援	160時間
法第5条第4項の同行援護に相当する支援	40時間
法第5条第5項の行動援護相当する支援	40時間

別表第2(第14条関係)

1 法第5条第3項の重度訪問介護の支給決定を受けている者

基本部分	
1時間未満	1,860円
1時間以上1時間30分未満	2,770円
1時間30分以上2時間未満	3,690円
2時間以上2時間30分未満	4,610円
2時間30分以上3時間未満	5,530円
3時間以上3時間30分未満	6,440円
3時間30分以上4時間未満	7,360円
4時間以上8時間未満	8,210円に30分を増すごとに850円を加算
8時間以上12時間未満	15,050円に30分を増すごとに850円を加算

※ 最初の1時間の算定には、40分以上の支援を必要とする。これ以降は30分ごとに算定することとし、この算定のためには20分以上の支援を必要とする。

※ 1事業所につき、1日の提供時間を通算し算定する。

移動介護加算	1時間未満	1,000円を加算
	1時間以上1時間30分未満	1,250円を加算
	1時間30分以上2時間未満	1,500円を加算
	2時間以上2時間30分未満	1,750円を加算
	2時間30分以上3時間未満	2,000円を加算
	3時間以上	2,500円を加算

※ 通勤・退勤時の付き添いや出張等の外出等のために移動を伴う介護を行った場合に、その所要時間に応じた金額を算定可能とする。

<small>かくたん</small> 喀痰吸引等支援体制加算	1人1日当たり1,000円を加算
------------------------------------	------------------

※ かくたん 喀痰吸引等(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第2項のかくたん 喀痰吸引等をいう。)を行った場合に算定可能とする。

2 法第5条第4項の同行援護の支給決定を受けている者

基本部分	
30分未満	1,910円
30分以上1時間未満	3,020円
1時間以上1時間30分未満	4,360円
1時間30分以上2時間未満	5,010円
2時間以上2時間30分未満	5,660円
2時間30分以上3時間未満	6,320円
3時間以上	6,970円に30分を増すごとに660円を加算

※ 最初の30分の算定には、20分以上の支援を必要とする。これ以降は30分ごとに算定することとし、この算定のためには20分以上の支援を必要とする。

※ 1事業所につき、1回の提供時間を算定する。

3 法第5条第5項の行動援護の支給決定を受けている者

基本部分

30分未満	2,880円
30分以上1時間未満	4,370円
1時間以上1時間30分未満	6,190円
1時間30分以上2時間未満	7,620円
2時間以上2時間30分未満	9,050円
2時間30分以上3時間未満	10,470円
3時間以上3時間30分未満	11,910円
3時間30分以上4時間未満	13,340円
4時間以上4時間30分未満	14,790円
4時間30分以上5時間未満	16,230円
5時間以上5時間30分未満	17,640円
5時間30分以上6時間未満	19,040円
6時間以上6時間30分未満	20,460円
6時間30分以上7時間未満	21,920円
7時間以上7時間30分未満	23,400円
7時間30分以上	24,850円

※ 最初の30分の算定には、20分以上の支援を必要とする。これ以降は30分ごとに算定することとし、この算定のためには20分以上の支援を必要とする。

※ 1事業所につき、1回の提供時間を算定する。